

生活保護のしおり

生活保護の申請は国民の権利です。

生活保護を必要とする可能性はどなたにもある
ものですので、ためらわずにご相談ください。

市川市 生活支援課

メモ

生活保護とは

生活保護とは

生活保護とは、生存権の保障を規定した憲法第 25 条に基づき、国がすべての国民に、健康で文化的な最低限度の生活を保障するとともに、その自立を助けることを目的とした制度です。

保護を受けるための要件

生活保護は、利用することが可能な資産（預貯金・生命保険・不動産・自動車等）や働く能力その他あらゆるものを、生活を維持するために活用することが前提です。また、扶養義務者（親、子ども、兄弟姉妹等）からの扶養や、生活保護法以外の法律による扶助がある場合は、それらを活用することが生活保護より優先されます。これらの要件を満たす限り、生活保護は無差別平等に受ける事ができます。

保護の原則

生活保護は、

- 本人や家族等からの申請により行われます。
- 国が定める基準に不足する分を補う程度で行われます。
- 年齢や健康状態等、それぞれの違いに応じて行われます。
- 個人ではなく、一つの家に住んでいる人全員（世帯）を単位として行われます。

生活保護とは

【資産の活用とは】

預貯金や生命保険、株式等の金融資産、土地、家屋等の不動産、自動車やバイク等の車両は、解約・売却等により、生活費として活用してください。ただし、個別の事情により資産を保有する方が今後の生活維持や自立につながると判断される場合には、保有が認められる場合がありますのでご相談ください。



【自分の能力の活用とは】

働くことのできる方は、その能力を活用して、生活のために役立てることが必要です。病気や障がい、その他の理由で働くことができない方は、療養に専念する等、生活の維持向上に努めて自立を目指した生活を心がけてください。



【扶養義務者からの援助とは】

親、子ども、兄弟姉妹など民法上の扶養義務のある方から援助を受けることができる場合は、積極的に受けるようにしてください。扶養義務者の方に対して、援助することができるかどうかの調査を行うことがあります。DV（家庭内暴力）や虐待等の特別な事情がある場合には、事前にご相談ください。



【その他あらゆる制度等とは】

年金、各種手当、医療助成等の社会保障制度や、他の制度で給付を受けることができる場合はまずそれらを優先して活用してください。



相談から生活保護決定までの流れ

① 相談

生活にお困りの際、まずはご相談ください。

相談時には、生活状況、健康状態、資産状況、親族との交流状況などについて伺い、生活保護制度の説明も行います。また、電話での相談もできます。



② 申請

生活保護の申請意思がある方は、申請書類を提出していただきます。

なお、何らかの事情で本人が申請できないときは、親族などが代理で申請することもできます。



③ 調査

生活保護に該当するかどうか、地区担当のケースワーカーが、必要な調査をさせていただきます。

調査の結果、保護の要件を満たしており、世帯全員の収入が、最低生活費より少ないと認められた場合、生活保護が決定します。

なお調査は、生活保護決定後も必要に応じて行います。



④ 決定

原則として、申請した日から14日以内（特別な事情で調査に時間を要する場合には最長で30日以内）に決定します。

生活保護費の決め方

生活保護の仕組み

生活費や住宅費、医療費などで算定される国が定めた「最低生活費」に対して、その世帯の収入（給料、年金、手当、仕送りなど）を比較し、収入が最低生活費に満たない場合に、最低生活費から収入を差し引いた差額分が保護費として支給されます。

（例）

①生活保護を受給できる（世帯の収入が最低生活費を下回っている。）

最低生活費と世帯の収入を比べて、足りない分を生活保護費として決定します。

最低生活費	
(年齢別・世帯構成別に国が決めた額)	
世帯の収入 (給与・年金・仕送り・手当など)	生活保護費 (不足分)

②生活保護を受給できない（最低生活費を世帯の収入が上回っている。）

世帯の収入が最低生活費を上回っている場合、生活保護は不要となります。

最低生活費
(年齢別・世帯構成別に国が決めた額)
世帯の収入
(給与・年金・仕送り・手当など)

収入
超過分

生活保護費の決め方

給与収入がある場合

働いて得た収入については、正しく速やかに届け出ることによって、次のような控除があります。

- ・ 基礎控除

働いて得た収入の場合、給与総額に応じて、一定の金額が控除されます。

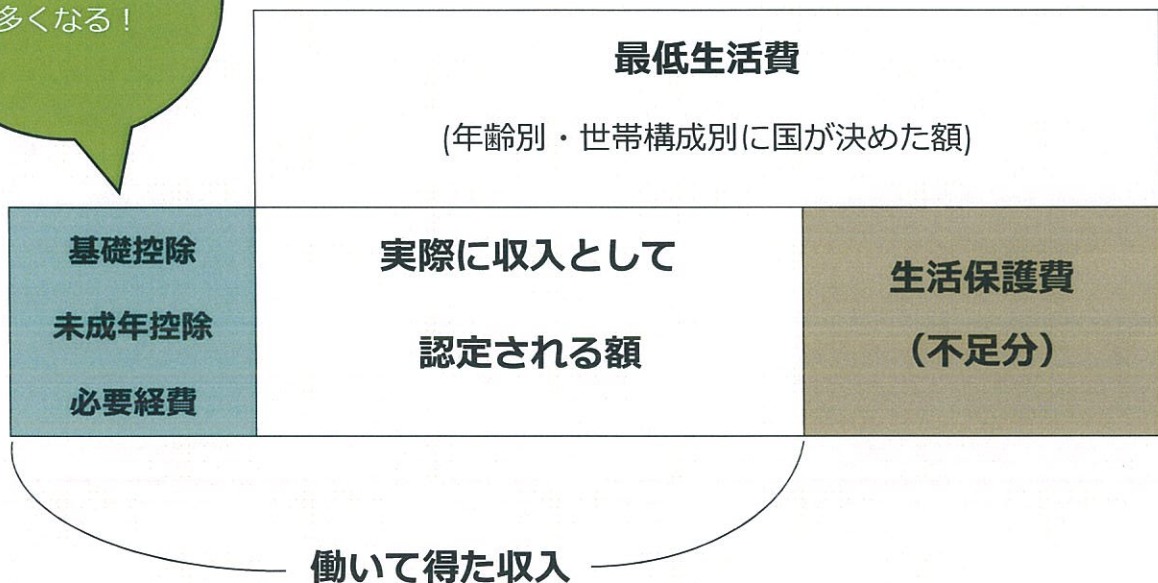
- ・ 未成年者控除

未成年者が就労した場合、基礎控除のほかに一定の金額が控除されます。

- ・ その他の必要経費

社会保険料、所得税、通勤交通費などの必要経費が控除されます。

保護基準より
多くなる！



働いて得た収入については、そのまま収入として扱われるのではなく、実際に働いて得た額よりも、少なく収入としてみなされることになります。

生活保護の種類

生活保護の利用が決定した方は、必要に応じて次の扶助を受けることができます。（扶助には基準額や限度額があります。）

① 生活扶助

衣食、光熱費など日常生活の暮らしに必要な費用



② 住宅扶助

家賃（管理費・共益費は除く）、地代、契約更新等に必要な費用



③ 教育扶助

義務教育に伴って必要な学用品、通学用品、給食費等の費用



④ 医療扶助

けがや病気の治療に必要な医療費、通院交通費等。医療費は現物給付となるため保険適用内であれば、自己負担は発生しません



⑤ 介護扶助

介護を受けるために必要な費用（住宅改修・福祉用具の購入などを含む）



⑥ 出産扶助

分娩に必要な費用



⑦ 生業扶助

高等学校就学や就職するために必要な費用



⑧ 葬祭扶助

世帯員が亡くなった際に必要な葬儀費用



病院へのかかり方

病院にかかるためには、受診する前に『医療券』を受け取ってから病院にかかってください。生活保護を受給している間は、国民健康保険証は利用できません。（会社の社会保険証は利用できます。）

医療券の手続き方法

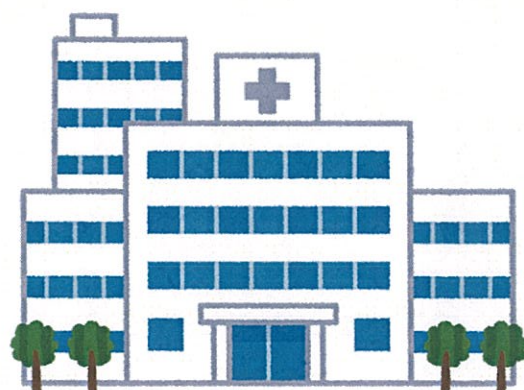
1. 保護変更申請書（傷病届）を提出



2. 医療券をもらう



3. 医療券を病院の窓口に出す（会社の社会保険証、自立支援医療、難病医療費助成制度をお持ちの方は一緒に提出）



<注意事項及び原則>

○できるだけお近くの生活保護の指定医療機関（病院・診療所）で受診をしてください。

医療券を取り扱っていない病院もあります。

○社会保険証をお持ちの方は、医療券と保険証の併用となります。

○同じ病気で2か所以上の医療機関を受診することはできません。

○後発医療薬品（ジェネリック医療薬品）の使用にご協力ください。

○入院や退院をする（した）場合は、担当ケースワーカーに連絡してください。

○休日や夜間などに緊急で受診したときは、次の開庁時に連絡してください。

○メガネ・コルセットなどが必要な時、はり・きゅう・マッサージなどの施術が必要なときは事前に相談してください。

○交通事故や第三者行為によるケガで受診したときは、速やかに連絡してください。

○かかりつけ医・薬局を作り、薬の管理をおこなっていきましょう。

生活保護利用者の権利と義務

○生活保護を利用する方の権利

生活保護を利用する方は、次のような権利が保障されています。

- ・条件を満たせば、すべての方が平等に生活保護を利用できます。
- ・正当な理由なく、保護費を減らされたり、生活保護が利用できなくなったりするようなことはありません。
- ・受け取る保護費や保護の物品に対して、税金がかけられたり、差し押さえられたりすることはありません。

○生活上の義務

自立した生活を送れるように努力をしてください。

- ・働ける方は、能力に応じて収入を増やすための努力をしてください。
- ・病気やけがで働くことが難しい方は、病院を受診し、治療に専念してください。
- ・支出の節約を図り、計画的に家計をやりくりし、生活の維持向上を心がけてください。

○報告、届け出の義務

以下の場合、必ず担当ケースワーカーに報告してください。

<生活状況に変化があった場合（例）>

- ・家族の人数、状況が変わるとき（出生、死亡、転入転出、入学、卒業、入退院など）
- ・住所、家賃等が変わるとき
- ・就職、退職、休職をしたとき
- ・社会保険（健康保険）の資格を取得、喪失したとき
- ・その他、生活の上で変化があったとき

<届け出をすること（例）>

- ・給与、賞与を受け取ったとき
給与明細等を添えて、所定の「収入申告書（就労）」により届け出てください。
- ・年金や失業給付等などの公的手当を受け取ったとき
年金等の振り込み通知書や手当の決定通知書を添えて、所定の「収入申告書」により届け出てください。
- ・保険の給付金や解約返戻金、交通事故の賠償金を受け取ったとき
決定通知書等、金額の確認できる書類を添えて、所定の「収入申告書」により届け出てください。



生活保護利用者の権利と義務

- ・ 資産の相続、仕送り、養育費等の収入を受け取ったとき

金額の確認できる書類、該当箇所の通帳のコピー等を添えて、所定の「収入申告書」により届け出てください。



以上のような収入があったにも関わらず、収入の申告をしなかったり、不正な申告をして保護を受けたときは「不正受給」として支給した保護費を返還していただくことになります。

また、お持ちの資産や収入に関わらず、生活保護を受けている全ての方は最低でも年に一度は所定の「収入申告書」や「資産申告書」により世帯の状況について届け出てください。

○福祉事務所からの指導、指示に従う義務

指導や指示に従っていただけない場合は、必要に応じて、生活保護の変更・停止・廃止を行うことがあります。

<就労についての指導・指示（例）>

- ・ 健康状態からみて、働くことができるにもかかわらず、働かないでいるとき。
- ・ 働いていても収入増加のための努力（転職等）をしていないとき。

<療養上の指導（例）>

- ・ 病気を治す必要があるにもかかわらず、通院しないなど治療に熱心でないとき。
- ・ 主治医等の意見に基づき、入退院が必要と認められるとき。
- ・ 健康状態等を調べるための検診命令に従わないとき。

<その他の指導・指示（例）>

- ・ 届け出の義務を守らないとき。
- ・ 売却等により利用する必要がある資産等を処分しないとき。
- ・ その他の必要な指導、指示に従わなかったとき。

その他

税金などの減免や免除

生活保護を受けている間は、市県民税、国民健康保険料、国民年金保険料、NHK 放送受信料、下水道使用料などが減額、または免除されます。ただし、保護を受ける前の滞納分などは減額、免除の対象外です。



保護費の支払い

保護費の支払いは、原則として前月の月末に1ヶ月分の保護費を支給します。末日が土日・祝日の場合はその前の日に支給日が変わります。

例) 5月分は4月30日 ※ただし4月分は4月初旬となります。

支給されるお金は、原則として指定された銀行口座に振り込みます。



家庭訪問について

担当ケースワーカーは、皆様の生活状況を把握して、どのような援助が必要なのかを確認するために、定期的に家庭訪問をさせていただきますので、ご協力をお願いします。



生活保護申請に関するQ & A

Q1 生活保護の相談・申請には何が必要ですか。

A 相談をするにあたっては、必要な書類は特別ありませんが、生活保護制度の仕組みについて十分な説明を行うためにも、事前の相談が大切です。可能であれば世帯の収入・資産等の状況がわかる資料（通帳の写しや給与明細等）をご持参ください。なお、開始決定に際し、申請内容の確認のため、必要な資料の提出をお願いすることがあります。提出書類については別途ご案内いたします。（『生活保護のしおり』P3を参照）

Q2 生活保護の申請をしてから、受給できるかがわかるまでどのくらいの日数がかかりますか。

A 生活状況の調査や資産調査等を行った上で申請日から原則14日以内（調査に日数を要する特別な理由がある場合は最長30日以内）に生活保護を受給できるか、できないかの回答をいたします。（『生活保護のしおり』P3を参照）

Q3 家、自動車を持っていますが、生活保護を受給することはできますか。

A 家、自動車は資産となりますので、原則として処分していただき、生活の維持のために活用していただくこととなりますが、保有を認められる場合もありますので、まずはご相談ください。ただし、ローンの返済は認められません。（『生活保護のしおり』P1、2を参照）

Q4 働いているのですが、生活保護を受給することはできますか。

A 働いていて、就労収入がある方でも、その収入及び資産が国が定める最低生活費に満たない場合には、生活保護を受給することができます。この場合、収入と最低生活費を比較して、最低生活費から収入を差し引いた差額が保護費として支給されます。（『生活保護のしおり』P4、5を参照）

Q5 家族の中の一人だけが生活保護を申請することはできますか。

A 生活保護制度は、原則として世帯を単位として保護を決定・実施することとなっていますので、ご家族の中の一人のみを対象とした申請はできません。ご家族全員を対象として生活保護の必要性を審査します。（『生活保護のしおり』P1を参照）

Q6 生活保護を受けることを親族に知られたくない場合はどうしたらよいですか。

A 生活保護を申請すると、生活支援課は扶養義務のある親族に対して、申請した人を援助できるかどうかを確認するため、調査を行います。ただし、DVや虐待などの被害があり、親族に居場所を知られたくないといった特別な事情がある場合は、照会を見合わせることもありますので事前にご相談ください。（『生活保護のしおり』P2を参照）

生活支援課 保護グループ

〒272-0023 市川市南八幡2丁目20番2号

市川市役所 第二庁舎

☐ 保護1班～保護3班：047-383-9561

☐ 保護4班～保護南部1班：047-383-9554

☐ 保護南部2班～南部4班：047-383-9548

〒272-0192 市川市末広1丁目1番31号

行徳支所 福祉課

☐ 047-359-1119

行徳支所でご相談の際は、電話予約してから来所してください

担当ケースワーカー：保護 班 CW

訪問予定日： 月 日 時頃